3　受入施設の能力は、次のとおりとする。

.1　原油の積込み係留施設は、2.1に規定するバラスト航海を行うすべての油タンカーから、第三十四規則1に定めるところにより排出することのできない油及び油性混合物を受け入れるために十分な施設を有しなければならない。

.2　2.2に規定する港及び係留施設は、原油以外のばら積みの油を積み込む油タンカーから、第三十四規則1に定めるところにより排出することのできない油及び油性混合物を受け入れるために十分な施設を有しなければならない。

.3　船舶の修理施設又はタンク浄化施設を有する港は、処分のため船内に保留されるすべての油性残留物及び油性混合物を船舶がこれらの修理施設又はタンク浄化施設に入る前に受け入れるために十分な施設を有しなければならない。

.4　2.4の規定により港又は係留施設に設けられる施設は、これらの港又は係留施設に立ち寄ることが合理的に予想される船舶から、第十二規則の規定により船内に保留されるすべての油性残留物を受け入れるために十分なものでなければならない。

.5　この規則の規定により港又は係留施設に設けられる施設は、第十五規則に定めるところにより排出することのできない油性ビルジその他の油性残留物を受け入れるために十分なものでなければならない。

.6　ばら積み貨物の積込み港に設けられる施設は、兼用船に特有の問題を考慮したものでなければならない。

4　B　特別海域内の受入施設

いずれの特別海域に海岸線を接する条約の締約国の政府は、特別海域内のすべての油の荷積み場及び修理港に油タンカーからのすべての汚れたバラスト及びタンク洗浄水の受入れ及び処理のために適当な施設を備えることを確保する。さらに、特別海域内のすべての港には、すべての船舶からの他の残留物及び油性混合物のための適当な受入施設を備える。当該施設は、不当な遅延を生じさせることなく当該施設を使用する当該船舶の必要を満たすための十分な能力を有するものとする。

5　バラストの排出により喫水の減少を必要とするおそれのある浅い海底のある海上航路への入口を管轄の下に有する条約の締約国の政府は、4に規定する施設の提供を確保する。ただし、スロップ又は汚れたバラストを排出することを必要とする船舶には、若干の遅延があり得るものとする。

6　紅海海域、ガルフ海域、アデン湾海域及びアラビア海オマーン海域については、

.1　関係締約国は、4及び5の規定に基づいてとつた措置を国際海事機関に通報する。同機関は、十分な通報の受領に当たり、関係する海域について第十五規則及び第三十四規則に定める排出要件が効力を生ずる日を定める。同機関は、当該日の十二箇月前までに、当該日をすべての締約国に通報する。

.2　この条約の効力発生の日から6.1に定める日までの期間において、特別海域を航行する船舶は、特別海域外における排出に関する第十五規則及び第三十四規則に定める要件に適合するものとする。

.3　6.1に定める日の後に、4に規定する施設をまだ利用することができない特別海域内の港において積込みを行う油タンカーは、特別海域内の排出に関する第十五規則及び第三十四規則に定める要件にも完全に適合するものとする。ただし、積込みのために特別海域に入る油タンカーは、クリーン・バラストのみを積載して当該特別海域に入るようあらゆる努力を払う。

.4　関係する特別海域についての要件が効力を生ずる日後に、締約国は、施設が不十分であるとの申立てがあつた場合には、そのすべての申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てを関係締約国に通報する。

.5　少なくとも1から3までに定める受入施設は、この条約の効力発生の日の後一年を経過した日以降、提供される。

7　4から6までの規定にかかわらず、南極海域については、次の規定を適用する。

.1　条約の締約国の政府は、自国の港から船舶が南極条約地域へ向けて出航する場合又は同地域から自国の港に到着する場合には、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物並びに船舶からの廃物を受け入れるための十分な施設であつて、航海に不当な遅延を生じさせず、かつ、これを利用する船舶の必要に応じたものができる限り速やかに設けられることを確保することを約束する。

.2　条約の締約国の政府は、自国を旗国とするすべての船舶が、南極条約地域に入る前に、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な容量のタンクを備えること並びにこれらの油性残留物を同地域を出た後に受入施設で排出するための取決めを締結することを確保することを約束する。

8　C　一般要件

締約国は、この規則の規定により設けられる施設が不十分であるとの申立てがあつた場合には、その申立てを関係締約国に通知するため、国際海事機関に通報する。

第七章　固定され、又は浮いているプラットフォームについての特別の要件

第三十九規則　固定され、又は浮いているプラットフォームについての特別の要件

1　この第三十九規則は、固定され、又は浮いているプラットフォーム（掘削装置を含む。）、沖合における油の生産及び貯蔵のために使用される浮体式生産・貯蔵・取卸施設並びに生産された油の沖合における貯蔵のために使用される浮体式貯蔵施設について適用する。

2　海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工に従事している固定され、又は浮いている掘削装置その他のプラットフォームは、油タンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものに適用されるこの附属書の要件に適合するものとする。ただし、次の要件が優先する。

.1　第十二規則及び第十四規則によつて要求される装置を可能な限り備える。

.2　油又は油性混合物の排出を伴うすべての作業について主管庁の承認する様式で記録する。

.3　第四規則の規定が適用される場合を除くほか、特別海域においては、油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、希釈をしない場合の油性混合物の油分濃度が百万分の十五以下である場合は、この限りでない。

3　浮体式生産・貯蔵・取卸施設又は浮体式貯蔵施設として配置されるプラットフォームに関するこの附属書の遵守を検証するに当たり、主管庁は、2に定める要件に加え、国際海事機関が作成する指針を考慮すべきである。

付録I　油の表（注）

アスファルト溶体	
混合原料	
ルーファーズ・フラックス	
直留残留物	
油	
浄化油	
原油	
原油を含有する混合物	
ディーゼル油	
第四種燃料油	
第五種燃料油	
第六種燃料油	
残留重油	
道路油	